

【令和7年度】介護保険負担限度額認定（新規申請）についてのご案内

介護保険施設を利用する場合の居住費（滞在費）と食費は原則自己負担となりますが、一定の所得要件に該当する方は、これらの費用の軽減を受けることができます。

費用の軽減を受けるには申請が必要です。下記をご参照の上、認定要件に当てはまる方は「介護保険負担限度額認定申請書」をご提出ください。

【対象となるサービス】 有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービス等は対象外です。

○介護保険施設

・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院（療養病床）への入所

○ショートステイ（短期入所者生活介護・短期入所療養介護）

【認定要件】生活保護受給者以外の方は、本人、配偶者（事実婚を含みます）及び世帯全員が市民税非課税者で、各負担段階の所得要件及び預貯金額に該当する方が対象です。

負担段階	所得要件		預貯金額
第1段階	生活保護受給者の方等		単身：1,000万円以下 夫婦：(2,000万円以下)
		老齢福祉年金受給者の方	
第2段階	世帯全員が 市民税非課税 (※1)	前年の合計所得金額＋年金受給額(※2)が 80万9千円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：(1,650万円以下)
第3段階①		前年の合計所得金額＋年金受給額(※2)が 80万9千円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：(1,550万円以下)
第3段階②		前年の合計所得金額＋年金受給額(※2)が 120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：(1,500万円以下)

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 非課税年金も含みます。

※3 第2号被保険者は、負担段階に関わらず預貯金の資産が、単身1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

【提出書類】※申請書類は、熱海市ホームページ及び窓口（熱海市役所介護保険室）にてご用意してあります。

- 1 申請書 … 被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者の情報も記入してください。
同意書 … 申請書の裏面にございます。
被保険者に配偶者（事実婚を含みます）がいる場合は、配偶者の情報も記入してください。
- 2 預貯金額等がわかるものの写し（通帳のコピー等）※生活保護受給者は添付不要
・被保険者に配偶者がいる場合は、配偶者分についても提出が必要です。
・提出物については、添付資料の「対象となる資産の例」をご参照ください。
- 3 その他 … 後見人等による申請の場合は、登記事項証明書の写しを添付してください。